

< 資 料 >

- 資料 1 看護学研究科博士後期課程設置の趣旨及び必要性
- 資料 2 看護学研究科博士後期課程におけるカリキュラム編成の理論的枠組み
- 資料 3 看護学研究科博士後期課程カリキュラム軸
- 資料 4 群馬県立県民健康科学大学教員定年規定
- 資料 5 群馬県立県民健康科学大学研究倫理審査規程
- 資料 6 群馬県立県民健康科学大学動物実験規程
- 資料 7 群馬県立県民健康科学大学動物実験委員会規程
- 資料 8 履修・博士論文作成計画（例）
- 資料 9 博士論文作成指導・審査の手引き
- 資料 10 博士論文審査の流れ
- 資料 11 群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科博士論文審査に関する規程
- 資料 12 群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科博士論文審査に関する内規
- 資料 13 博士論文審査基準：博士論文研究計画審査結果
- 資料 14 博士論文審査基準：博士論文個別審査結果
- 資料 15 履修モデル 1
- 資料 16 履修モデル 2
- 資料 17 履修モデル 3（長期履修）
- 資料 18 履修モデル 4（長期履修）
- 資料 19 履修モデル 5（長期履修）
- 資料 20 院生室の配置
- 資料 21 平成 26 年度購入冊子体和雑誌一覧
- 資料 22 平成 26 年度図書館洋雑誌、オンライン・データベース及び電子ジャーナル
- 資料 23 看護学研究科修士課程と博士後期課程の関係
- 資料 24 看護学研究科博士後期課程授業科目年次配置表
- 資料 25 看護学研究科授業時間割表
- 資料 26 大学及び大学院の運営組織
- 資料 27 群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科専門委員会規程
- 資料 28 群馬県立県民健康科学大学における教員の任期に関する規程

看護学研究科博士後期課程設置の趣旨及び必要性

建学の基本理念

豊かな人間性と専門的な知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる保健医療専門職を養成するとともに、研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に寄与する

学士課程教育

社会の変化に対応した新たな看護学教育モデルによる教育の実施

修士課程教育

研究成果に基づく質の高い看護実践・教育を展開できる
人材育成

質の高い看護実践・教育の基盤となる研究成果を産出できる人材

研究成果を用いて看護実践・教育を展開できる人材

看護職者の SD・看護学教員の FD に参画できる人材

看護学士課程学生の専門教育志向への対応

看護職者・看護学教員の二ードへの対応

博士後期課程教育

研究を自律的に継続し、質の高い看護を提供するために
学術的基盤に基づく管理・教育・研究の視点から
看護の機能の発展に貢献できる人材育成

保健医療機関の組織運営に参画し管理的機能を発揮できる人材

高度な専門的知識と指導力に基づき質の高い教育を展開できる人材

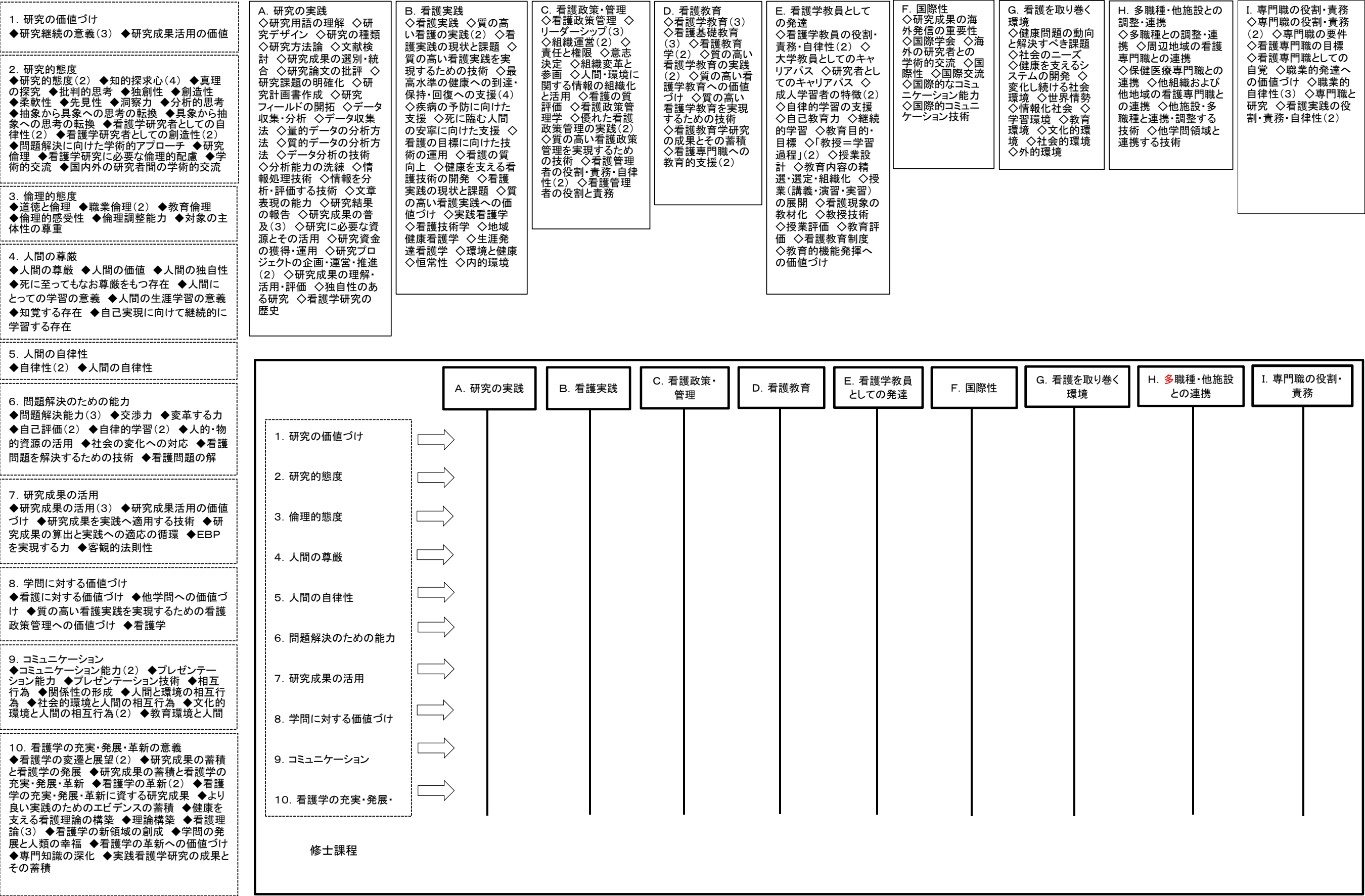
問題の研究的解明と成果の適用により組織の研究活動を推進できる人材

群馬県及びわが国の保健・医療・福祉の向上への対応

看護職者の生涯にわたる職業的発達と人々の健康水準の維持・向上
研究成果の産出とその国内外への発信

技術	教育	研究
・技術とは、一定の与えられた条件のもとで客観的法則性を意識的に適用し、技能を通して目標の達成を表現する行動である ・看護専門職は、その実践を支える科学としての看護学の知識、その知識に裏付けられた技術を駆使することを通し、看護の目標達成をめざす。看護の目標達成とは、人間の健康状態に関わる潜在的・顕在的問題の解決・回避である。 ・看護専門職は、人間の正常な行動一般についての普遍的な知識と個人が環境と相互行為する方法の理解を前提として個人と環境に関する情報を看護学的知識・技術に基づき組織、変換、解釈し、クライアントに潜在・顕在する看護問題を探索・発見する。また、発見した看護問題の解決に向け、技術を適用する。 ・研究を推進できる看護専門職は、研究成果を産出したり、実践へ適用したりする技術を持ち、それらの技術を駆使することを通して、質の高い看護実践・看護学教育・看護政策管理の実現を目ざす。	・教育（educate）とは、人々が幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う ことを支援する社会的機能であり、制度化した手段や方法を通して提供される。 ・高等教育とは、初等・中等教育に続く、18歳以上の青年を対象とした教育であり、専門的知識・技術とともに一般教養を内容とし、その修了は、社会的に承認された称号や資格の取得と関係する 。看護専門職としての国家資格の前提となる基礎的能力の獲得は、高等教育を通して実現できる。 ・看護専門職は、質の高い看護の提供に向け、多様な教育的機能を発揮する。 ・看護学の教育は、看護学生を含む看護専門職である成人を対象とし、対象の自律的な学習を前提とする。また、その教育は、看護基礎教育、看護卒後教育、看護継続教育から成る。 ・看護学研究成果を適切かつ柔軟に活用して教育を展開することは、効果的・効率的な看護実践・教育活動および優れた看護政策管理を支援し、それを通して質の高い看護の提供に繋がる。 ・授業とは、教育の中核的要素であり、相対的に独立した学習主体としての学生の活動と教育主体としての教員の活動が相互に知的対決を展開する過程である。この過程の成立を「教授＝学習過程」として表現する。授業は、学習者にとって学習目標達成に向け教材を媒介にして知識や技術を獲得し、精神的・身体的諸機能を自己形成していく過程である。同時に、その授業は教員にとって学習目標達成に向かう学生の学習活動を促進し、さらに学習活動を続けていく学生への教授活動を展開し、教員としての自己の能力を開発していく過程となる。 ・質の高い授業を展開するためには、「授業の内容そのものに関する知識」と「授業の展開に関する知識」が必要不可欠である。	・研究とは、疑問に答えたり、問題を解決するために順序だった科学的方法を用いて行う系統的な探究である。研究は、知識体系の洗練、拡大、発展をその究極の目標とする。この目標を達成するためには、国内外の研究者間の学術的交流、研究を取り巻く環境の調整が不可欠である。 ・看護学研究とは、専門職としての看護職にとって重要課題の克服に役立つ知識を発展させるために計画された系統的な探求である。その目的は、質の高い看護を提供することであり、看護学研究成果を科学的根拠とする実践は、人々の健康状態の回復・維持・促進に貢献する。 ・看護学研究成果は、その産出と実践への適用を通して、看護実践・看護学教育・看護政策管理の質向上に貢献する。
◆看護の目標に向けた技術の適用 ◆看護問題の解決・回避 ◆客観的法則性 ◆看護問題を解決するための技術 ◆研究成果を実践へ適用する技術 ◆質の高い看護学教育を実現するための技術 ◆質の高い看護実践を実現するための技術 ◆質の高い看護政策管理を実現するための技術 ◆看護理論 ◆情報処理技術 ◆データ分析の技術 ◆プレゼンテーション技術 ◆国際的コミュニケーション技術 ◆他施設・多職種と連携・調整する技術 ◆他学問領域と連携する技術 ◆情報を分析・評価する技術	◆看護基礎教育 ◆看護卒後教育 ◆看護継続教育 ◆自律的学習 ◆知的探究心 ◆自律的学習の支援 ◆看護教育制度 ◆教育目的・目標 ◆教育内容の精選・選定・組織化 ◆看護現象の教材化 ◆授業評価 ◆授業（講義・演習・実習）の展開 ◆「教授＝学習過程」 ◆成人学習者の特徴 ◆教育倫理 ◆看護教育学 ◆看護学教育 ◆授業設計 ◆研究成果活用の意義 ◆研究成果の活用 ◆教育的機能発揮への価値づけ ◆研究成果活用の価値づけ ◆大学教員としてのキャリアパス ◆教育評価 ◆教授技術	◆研究デザイン ◆研究の種類 ◆研究方法論 ◆研究用語の理解 ◆研究倫理 ◆看護学研究に必要な倫理的配慮 ◆研究計画書作成 ◆研究課題の明確化 ◆文献検討 ◆研究論文の批評 ◆データ収集法 ◆データ収集・分析 ◆質的データの分析方法 ◆量的データの分析方法 ◆研究結果の報告 ◆抽象から具象への思考の転換 ◆具象から抽象への思考の転換 ◆問題解決能力 ◆研究資金の獲得・運用 ◆看護学研究の歴史 ◆看護理論 ◆研究者としてのキャリアパス ◆理論構築 ◆より良い実践のためのエビデンスの蓄積 ◆分析能力の洗練 ◆研究に必要な資源とその活用 ◆研究フィールドの開拓 ◆文章表現の能力 ◆プレゼンテーション能力 ◆研究的態度 ◆知的探究心 ◆自律性 ◆職業的自律性 ◆研究継続の意義 ◆研究成果活用の意義 ◆研究成果活用の価値づけ ◆研究成果の理解・活用・評価 ◆研究成果の普及 ◆研究成果の産出と実践への適応の循環 ◆看護学の革新 ◆国内外の研究者間の学術的交流 ◆研究成果の海外発信の重要性 ◆研究プロジェクトの企画・運営・推進 ◆問題解決に向けた学術的アプローチ ◆洞察力 ◆他学問への価値づけ ◆看護学研究者としての自律性 ◆看護学研究者としての創造性 ◆質の高い看護実践への価値づけ ◆質の高い看護学教育への価値づけ ◆質の高い看護実践を実現するための看護政策管理への価値づけ
垂直軸：A. 研究の実践 B. 看護実践 C. 看護政策・管理 D. 看護教育 E. 看護学教員としての発達 F. 国際性 G 看護を取り巻く環境 H. 多職種・他施設との連携 I. 専門職の役割・責務 水平軸：1. 研究の位置づけ 2. 研究的態度 3. 倫理的態度 4. 人間の尊厳 5. 人間の自律性 6. 問題解決のための能力 7. 研究成果の活用 8. 学問に対する価値付け 9. コミュニケーション 10. 看護学の充実・発展・革新の意義		

看護学研究科博士後期課程カリキュラム軸



群馬県立県民健康科学大学教員定年規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第8条第1項の規定により、群馬県立県民健康科学大学（以下「大学」という。）の教授、准教授、常勤の講師及び助教（以下「教員」という。）の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 教員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(定年)

第3条 教員の定年は、年齢65年とする。

(準用)

第4条 第2条及び第3条の規定は、大学の助手について準用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

群馬県立県民健康科学大学研究倫理審査規程

(目的)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）教員及び学生等（以下「研究者」という。）が行うヒトを対象とする研究に対して、1947年ニュールンベルク綱領を基礎とした「ヘルシンキ宣言」（看護学研究については「看護研究における指針」）の趣旨を尊重して審査を行い、倫理配慮を図ることを目的とする。

2 この規程における「研究」とは、教育活動（講義、演習、実習及び実験）を含む。

3 この規程における「申請者」とは、この規定に基づく研究倫理審査を受ける研究者をいう。

(申請手続)

第2条 ヒトを対象とする研究を行おうとする研究者は、研究倫理審査申請書を学長に提出し、研究計画について学長の許可を受けなければならない。

2 前項の研究倫理審査申請書については、教員が行う研究については様式第1-1号、学部が学生が行う研究については様式第1-2号、大学院の学生が行う研究については様式第1-3号を使用するものとする。

(審査組織)

第3条 学長は、前条に規定する研究倫理審査申請書を受理したときは、本学倫理委員会（以下「委員会」という。）に審査を諮問する。

(委員会の職務)

第4条 委員会は、前条に規定する学長の諮問を受けたときは、次の各号に掲げる事項について審査を行うものとする。

(1) 研究の対象となる個人の人權擁護のための配慮。

(2) 研究の対象となる個人からインフォームド・コンセントを得る方法。

(3) 研究によって生じる個人の不利益及び危険性の予測。

(4) ヒトを使わない研究方法の可能性。

2 前項に規定するもののほか、委員会は、学長の諮問に応じ、研究に関する倫理上の重要事項について調査及び審議する。

(会議)

第5条 前条に規定する審査のための会議は、委員会委員長（以下「委員長」という。）が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員会を構成する委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 申請者は、会議に出席し、申請内容を説明し意見を述べることができる。

4 委員会は、申請者及び申請者以外の者に、会議に出席することを求め、意見を聴くことができる。

5 委員は、自己の申請に係る審査には関与することができない。

(判定)

第6条 委員会の判定は、出席した委員全員の合意によるものとする。

2 判定は、次の各号に掲げる表示により行うものとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

(会議及び審査記録の公開)

第7条 審査経過及び審査結果は、記録して保存する。

- 2 会議及び審査記録は公開を原則とするが、委員長が必要と認めた場合は非公開とすることができる。

(審査結果の答申)

第8条 委員長は、審査の判定が出た後速やかに、審査結果を研究倫理審査結果意見書(様式第2号)により学長に答申するものとする。

- 2 前項の意見書は、審査の判定が第6条第2項第2号から第5号までの一に該当する場合は、その理由等を明記するものとする。

(研究計画の許可)

第9条 学長は、前条により答申を受けた委員会の意見を尊重し、研究計画の許可に係る決定を行うものとする。

- 2 許可に係る決定は、次の各号に掲げる表示により行うものとする。

- (1) 許可
- (2) 条件付許可
- (3) 変更の勧告
- (4) 不許可
- (5) 非該当

- 3 学長は、許可に係る決定後、速やかに結果を研究倫理審査結果通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

- 4 前項の通知は、決定内容が第2項第2号から第5号までの一に該当する場合は、その理由等を明記するものとする。

(再審査)

第10条 申請者は、前条の決定に異議がある場合は、結果の通知を受領した日の翌日から起算して30日以内に、学長に再審査を申請することができる。

- 2 再審査は、再審査申請書(様式第4号)に、異議の根拠となる資料を添付して行われなければならない。

- 3 再審査の手続は、審査の規定を準用する。

(研究計画の変更)

第11条 申請者は、既に許可を受けた研究課題に係る研究計画について変更しようとする場合は、研究計画変更報告書(様式第5号)を遅滞なく学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ委員会に審査を諮問することができる。

(意見書発行申請)

第12条 申請者は、学術雑誌への投稿等のための倫理審査の証明が必要な場合は、意見書発行申請書(様式第6号)を学長に提出するものとする。

(意見書の発行)

第13条 学長は、前条の意見書発行の申請があった場合は、速やかに意見書(和文:様式第7号、英文:様式第8号)を申請者に発行するものとする。

(報告)

第14条 委員長は、委員会における審査、調査及び審議事項を大学運営会議に報告するも

のとする。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は事務局教務係において処理する。

(補足)

第16条 この規程に定めるもののほか、審査の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

群馬県立県民健康科学大学動物実験規程

(趣旨)

第1条 群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）における実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の計画及び実施に関し、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号、以下「飼養保管基準」という。）、「動物の処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文科省告示第71号、以下「基本指針」という。）及び「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（平成18年日本学術会議、以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、動物実験等に関するいわゆる3R（Refinement, Replacement, Reduction）の理念に基づき、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点、実験等に携わる教職員、学生等の安全確保の観点から、動物実験を適正に行うために群馬県立県民健康科学大学動物実験規程（以下「規程」という。）を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 「動物実験等」とは、動物を教育、研究の実験のために供することをいう。
- (2) 「飼養保管施設」とは、動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行うために設けられた施設・設備をいう。
- (3) 「実験室」とは、動物に実験的処置を加え、又は生理的機能等を解析するための施設をいう。
- (4) 「施設等」とは、飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 「実験動物」とは、動物実験のため、施設等で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (6) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 「管理者」とは、施設等及び実験動物の管理に関して所属学部における責任を有する者として学長から選任された学部長等をいう。
- (10) 「実験動物管理者」とは、実験動物の飼養及び動物実験について十分な知識及び経験を有する者で、管理者を補佐し、実験動物及び飼養保管施設の管理を担当する者をいう。
- (11) 「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 「指針等」とは、基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、学内で行われる哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

2 動物実験等を別の機関に委託する場合は、委任先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、適正に実施するものとする。

(組織)

第4条 学長は、本学における動物の飼養及び保管並びに動物実験等の適正な実施を図るため動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(動物実験等の実施)

第5条 動物実験責任者は、動物実験等を実施するにあたり、あらかじめ動物実験計画を立案し、所定の様式による「群馬県立県民健康科学大学動物実験計画承認申請書（以下「計画書」という。）」を提出し、学長の承認を得なければならない。

2 動物実験計画の立案に当たっては、研究の意義、動物実験等の必要性の他に科学上の利用目的を達することができる範囲内において、以下の点について配慮しなければならない。

(1) 動物実験等の目的と必要性

(2) 代替法の利用

(3) 使用数削減のため、動物種、数、品質、飼養条件等を含む実験動物の選択

(4) できる限り実験動物に苦痛を与えない実験方法の選択

(5) 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）

3 動物実験責任者は、動物実験計画についての学長の承認を得た後でなければ、実験を実施してはならない。

(実験操作)

第6条 動物実験責任者は、動物実験を実施するにあたり、適切に維持管理された施設等を使用しなければならない。

(遵守事項)

第7条 動物実験実施者は、計画書に記載された事項及び指針等を参考に以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

(2) 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）

(3) 適切な術後管理

(4) 安楽死の方法

(安全管理に注意を払うべき実験)

第8条 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び各機関の関連規程等に従う。

(安全な施設・設備の確保)

第9条 物理化学的な材料又は病原体等を扱う動物実験等を実施しようとする者は、安全のための適切な施設や設備を確保しなければならない。

(実験手段等の習得)

第10条 動物実験実施者は、実験の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めなければならない。

2 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行わなければならない。

(結果報告)

第11条 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式「動物実験結果報告書」により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告するものとする。

(飼養保管施設の設置)

第12条 管理者は、実験動物の飼養保管施設を設置する場合、所定の様式による「飼養保管施設設置承認申請書」を学長に提出し、その承認を得なければならない。

2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に諮り、その助言により、承認又は非承認を決定する。

3 管理者は、飼養保管施設の設置について学長の承認を得た後でなければ、飼養及び保管を行ってはならない。

(飼養保管施設の要件)

第13条 飼養保管施設は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること
- (2) 動物種や飼養保管数に応じた飼育設備を有すること
- (3) 床や内壁等が清掃、消毒等が容易な構造で、機材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること
- (4) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られていること
- (5) 実験動物管理者が置かれていること

(実験室の設置)

第14条 管理者は、実験室（実験動物に実験処理を加えることや、生理機能を解析する室）を設置する場合、所定の様式による「動物実験室設置承認申請書」を学長に提出し、承認を得なければならない。

2 学長は、動物実験室設置承認申請書が提出されたときは、委員会に諮り、その助言により、承認又は非承認を決定する。

3 動物実験は、学長の承認を得た実験室以外で行ってはならない。

(実験室の要件)

第15条 実験室は、以下の要件を満たしていなければならない。

(1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されている

(2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒等が容易である構造である

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られている

(施設等の維持管理)

第16条 管理者は、施設等の適切な維持管理に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第17条 管理者は、飼養保管施設を廃止しようとするときは、必要に応じて、飼養保管中の実験動物を他の施設に譲り渡すよう努めなければならない。

2 管理者は、飼養保管施設及び実験室を廃止したときは、「施設等廃止届」を学長に提出するものとする。

(標準操作手順の作成と周知)

第18条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管の標準操作手順を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知することとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第19条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第20条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、施設等への実験動物の導入にあたっては、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行うことにより動物実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損

ねることのないように努めなければならない。

- 3 実験動物管理者は、必要に応じて、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第21条 実験動物管理者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第22条 実験動物管理者は、実験動物の実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、必要な健康管理を行うこととする。

- 2 実験動物管理者は、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第23条 実験動物管理者は、異種又は複数動物の飼育を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第24条 管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、保存しなければならない。

- 2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第25条 管理者は、飼養保管施設及び実験室を廃止し、実験動物の譲渡にあたり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第26条 実験動物の輸送を行う場合は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び完全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

(安全管理)

第27条 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準及びガイドラインを遵守し、動物実験に起因する危害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(危害防止)

第28条 管理者は、実験動物が逸走した場合の捕獲方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関に連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物に咬傷等を受けないよう予防し、発生した場合には必要な措置を迅速に講じなければならない。

4 実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

5 毒蛇等の有毒動物の飼養又は保管をする場合の人への危害の発生防止のため、飼養保管基準に基づく必要事項は、別途定める。

(緊急時の対応)

第29条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画を作成し、関係者に周知しなければならない。

2 緊急事態の発生時には、実験動物の保護、実験動物の逸走による危険防止に努めなければならない。

(教育訓練)

第30条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

(1) 関連法令、指針等、本規程

(2) 動物実験等の方法に関する基本的事項

(3) 実験動物の飼養保管に関する基本事項

(4) 安全確保に関する事項

(5) その他、適切な動物実験の実施に関する事項

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、前項の教育訓練を受けたときは、その実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を作成し保存しなければならない。

(証明書)

第31条 動物実験実施者は、学術雑誌への投稿等のため動物実験審査承認の証明が必要な場合は、申請書を学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の申請書が提出された場合は証明書（和文又は英文）を申請者に交付するものとする。

(自己点検・評価・検証)

第32条 学長は、本学における動物実験等の指針等への適合性に関し、定期的に自ら点

検及び評価を実施しなければならない。

(情報公開)

第33条 学長は、動物実験等に関する規程、自己点検・評価、検証の結果、実験動物の飼養及び保管状況等の情報を年1回程度公開することとする。

(準用)

第34条 第3条第1項に規定する以外の動物を使用した動物実験については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うように努めなければならない。

(適用除外)

第35条 産業動物の飼養保管や畜産における育種改良を目的とする教育もしくは試験研究、あるいは生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については、本規程を適用しない。

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年6月27日から施行する。
- 2 群馬県立県民健康科学大学動物実験・研究倫理審査規程（平成17年9月28日）は廃止する。

群馬県立県民健康科学大学動物実験委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）に、動物愛護法、飼養保管基準及び文部科学省が策定した「動物実験等の実施に関する基本指針」等を踏まえ、科学的観点、動物愛護の視点、環境保全の観点、実験等に携わる教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験を適正に行うため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学内で行われるほ乳類、鳥類、は虫類の生体を用いる全ての動物実験に関すること。
- (2) 学外の別の機関に委託して行われるほ乳類、鳥類、は虫類の生体を用いる全ての動物実験に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた見識を有する者
- (2) 実験動物等に関して優れた見識を有する者
- (3) その他の学識経験を有する者

2 委員は前項各号に掲げる者それぞれ1人以上を委員とし、定数を4人とする。

(任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席、意見を求めるこ

とができる。

(学長への答申)

第8条 委員長は、学長の諮問を受けた事項については、審議終了後速やかにその結果を学長に答申しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教務係において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。